



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名：アコム株式会社
代表者名：代表取締役社長兼会長 木下 盛好
(コード番号：8572 東証第一部)
問合せ先：財務第二部 広報・IR室長 中澤 知広
電話番号：03-5533-0861

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 38 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即して、現行定款第 2 条（目的）を一部変更するものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 28 条第 2 項及び第 37 条第 2 項の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第 28 条第 2 項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. (記載省略)	1. (現行どおり)
2. <u>割賦販売斡旋業</u>	2. <u>信用購入あっせん業</u>
3. (記載省略)	3. (現行どおり)
9. (記載省略)	9. (現行どおり)
10. <u>生活経済に関する調査、研究およびコンサルティング事業</u>	(削 除)
11. <u>印刷・出版物の企画、制作および販売</u>	(削 除)

<p>12. ↳ 16.</p> <p>(記載省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>10. ↳ 14.</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第 37 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
--	--

3. 日程

定時株主総会開催日 (予定) 平成 27 年 6 月 24 日 (水)
 定款変更の効力発生日 (予定) 平成 27 年 6 月 24 日 (水)

以 上